

日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する平成26年度の対応について（案）

1. 第1期の追加予防接種について
平成26年度に8歳又は9歳となる者（平成17年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者）については第1期の追加予防接種が十分に行われていないことから、平成26年度中に第1期の追加接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。
2. 第2期の予防接種について
平成26年度に18歳となる者（平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者）については、第2期の予防接種（以下「2期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成26年度中に、2期接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。
3. その他
積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えない。

○ 日本脳炎の定期の予防接種について → 26年度の見通し【イメージ】

● 定期接種の対象年齢

- 1期・・・生後6か月以上7歳6か月未満
- 2期・・・9歳以上13歳未満

● 積極的勧奨を実施する期間(標準的な接種年齢)

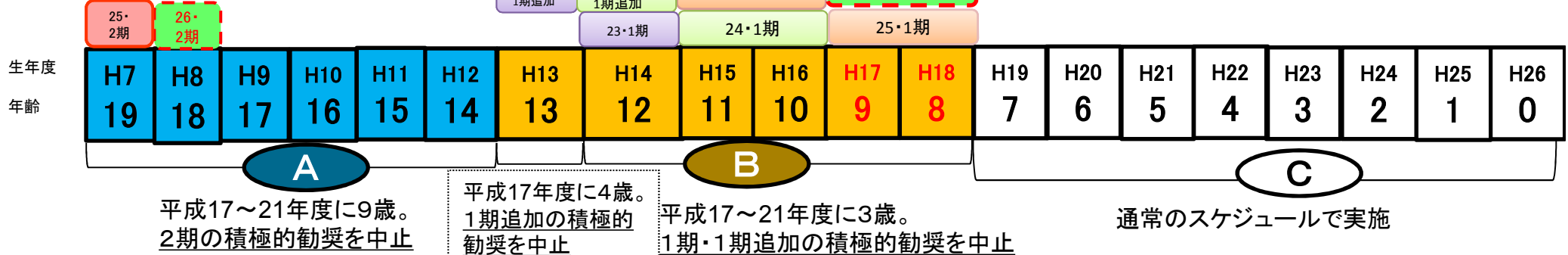
- 1期(2回接種)・・・3歳 1期追加(1回接種)・・・4歳
- 2期(1回接種)・・・9歳

- ・マウス脳由来ワクチン接種後の重症のADEM(急性散在性脳脊髄炎)の発生を踏まえ、平成17年5月30日から、積極的勧奨を差し控え、特に希望する者のみに接種することとした。
- ・平成21年2月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、積極的勧奨の差し控えは平成22年3月31日に終了し、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、積極的勧奨を再開している。

※生まれた年度／平成26年度に迎える年齢(歳)

政令上の接種対象年齢

【積極的勧奨の実施】



平成23年度: 9歳(1期)、10歳(1期追加) 接種の積極的勧奨
 平成24年度: 8歳、9歳(1期)、10歳(1期追加) 接種の積極的勧奨

平成22年度～: 3歳児の積極的勧奨を再開(通常のスケジュールで実施)

平成25年度までの対応

【政令改正】
 ・20歳まで接種可能とする者に、平成7年4月2日～5月31日生まれの者を追加(25年度)

【積極的勧奨の実施】
 ・1期接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に7歳(H18年度生)、8歳(H17年度生)の者
 ・1期追加接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に9歳(H15年度生)、10歳(H16年度生)の者
 ・2期接種の積極的勧奨 → Aの当時18歳(H7年度生)の者
 → Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者(ただし市町村が実施可能な範囲で実施)

平成26年度の対応(予定)

・1期追加の積極的勧奨 → Bの8歳(H18年度生)、9歳(H17年度生)
 ・2期接種の積極的勧奨 → Aの18歳(H8年度生)
 → Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者(ただし市町村が実施可能な範囲で実施)

平成28年度から、積極的勧奨再開後の9歳児の2期接種の勧奨を予定